平成２８年（フ）第７６２８号
神奈川県川崎市多摩区宿河原２丁目31―26
破産者　廣島　豊博
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６２９号
神奈川県川崎市多摩区宿河原２丁目31―26
破産者　廣島香代子
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６３９号
埼玉県八潮市緑町１丁目34―25　セレクト21八潮青葉６号
破産者　星田　勇治
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６４９号
東京都杉並区清水３丁目14―17―201
破産者　木田　洋子
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６６１号
東京都大田区西蒲田４丁目15―６―108
破産者　綿引　一紀
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６６２号
東京都大田区西蒲田４丁目15―６―108
破産者　綿引　和江
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６７６号
東京都足立区佐野２丁目12―11
破産者　瀧本　貞夫
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７１３号
東京都杉並区高円寺北４丁目７―７―301
破産者　福壽　敏邦
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３９号
大阪府岸和田市土生町2294―1004
破産者　石谷産業株式会社
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
埼玉県深谷市大谷476番地１
破産者　有限会社横川花園
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２１４号
埼玉県羽生市須影17番地
破産者　株式会社インター・ラピス
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１１号
大分県竹田市久住町大字有氏字下板切2370番地２
破産者　社会福祉法人かぼちゃの国
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第３２４号
静岡県浜松市西区馬郡町2226番地
破産者　医療法人社団清安会
1　決定年月日　平成28年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
三重県度会郡南伊勢町田曽浦1741番地　田曽浦団地Ａ棟２号室
破産者　山本　和彦
1　決定年月日　平成28年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
広島市西区大芝２丁目９番８号
破産者　有限会社毛利建設
1　決定年月日　平成28年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０号
熊本市中央区京町２丁目１番40号
破産者　有限会社プライメイト
1　決定年月日　平成28年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７３号
埼玉県比企郡ときがわ町大字西平642番地１、破産手続開始時の住所埼玉県比企郡ときがわ町大字西平3064番地７
破産者　杉田　英男
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第９１号
埼玉県本庄市朝日町３丁目８番29号　ハッピーマンⅡ　101、破産手続開始時の住所埼玉県本庄市朝日町１丁目14番７号　美晴マンションＢ棟101
破産者　笹尾　修司
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２６６号
埼玉県比企郡小川町大字飯田321番地５
破産者　小澤　恵理
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２６７号
埼玉県本庄市下野堂２丁目２番24号
破産者　ＴＡＫＡＫＩ　ＯＳＶＡＬＤＯ　ＴＥＴＳＵＲＯ（通称高木テツロウ）
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部